

速度取締指針

羽曳野警察署の速度取締重点

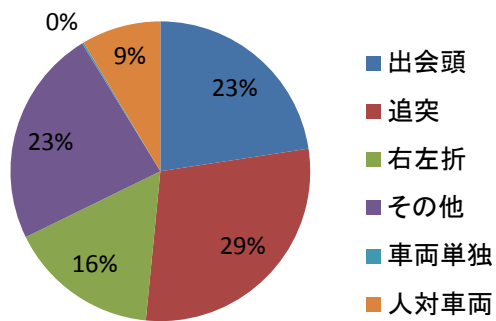
次の路線、時間帯を重点に速度違反取り締まり活動を推進します。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
美原太子線	8:00～19:00	羽曳野I. C前交差点～小平尾交差	40キロ
国道170号	8:00～19:00	白鳥北交差点～野中東交差点	50キロ

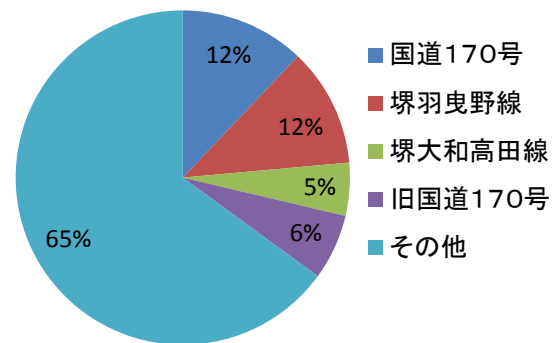
★ 重点以外の場所、時間帯でも、取締りを実施することがあります。

羽曳野警察署内における交通事故実態

類型別事故発生状況



路線別事故発生状況



- 管内での平成28年中の死亡事故は11月末で3件3名発生しています。死亡事故は全て夜間に発生しており、全て幹線道路での発生となっています。
- 交通事故の発生場所は、国道170号、堺羽曳野線、堺大和高田線、旧国道170号などの幹線道路での発生が約4割、住宅街での発生が約6割になります。
- 交通事故の発生時間は、午前7時から午後7時頃までの間が約8割を占め、同時間帯の中でも日の入前後である午後5時から午後7時の「薄暮」時間帯の発生が特に多くなっています。

その他の交通指導取締要点

- ★ 管内の幹線道路では、パトカーによる速度取締りを強化
- ★ 交差点での信号無視、横断歩行者妨害等の交通事故に直結する交通違反取締りを強化
- ★ 住宅街の交差点における一時不停止等の取締りを強化